

## 初診時及び再診時の定額負担料金について

当院では次のような場合、診察の都度、一定額を患者さんにご負担いただいております。

### 初診の方

- 他の医療機関からの紹介状を持参せず当院を受診された場合

医科7,700円、歯科5,500円

### 再診の方

- 当院から他の医療機関への紹介の申出を行ったにもかかわらず、患者さんの希望により、当院を受診された場合(診察の都度)

医科3,300円、歯科2,090円

皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

- ※ 当院は、定額負担（選定療養費）の徴収が義務付けられています。なお、次の場合は定額負担の対象外となります。
  - 救急搬送された方(軽症等、緊急性が低い場合を除く)
  - 公費負担医療制度の受給対象となっている方
  - 当院で他の診療科から院内紹介された方
  - 外来受診後そのまま入院された方
  - その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた場合

青森県立中央病院長

## 初診時及び再診時の定額負担(選定療養費)Q&A

Q1 選定療養費とは何ですか？

A1 健康保険の自己負担とは別に、室料差額のように自費としてお支払いいただくことが、健康保険法で認められている項目のことです。

Q2 他の医療機関からの紹介状がないと、青森県立中央病院では初診の診察をしてもらえないのですか？

A2 原則、紹介状持参での受診をお願いします。紹介状がなくても受診を受け付ける場合もありますが、その場合は、初診料に加えて、初診の定額負担(選定療養費)をお支払いいただくこととなります。

Q3 初診の人は、必ず選定療養費を請求されるのですか？

A3 紹介状を持参された方や公費の医療券(感染症法の医療券や特定疾患等の公費医療等の医療券)をお持ちの方、または、緊急その他やむを得ない事情により、他院からの紹介によらずに受診された方は、対象とはなりません。

なお、公費のうち「重度心身障害者医療費助成制度」、「ひとり親家庭医療費助成制度」、「乳幼児医療費助成制度」は、選定療養費の対象となり、お支払いいただくこととなります。

Q4 どのような場合に、初診となるのですか？

A4 健康保険法では、以下のような場合を初診と定めています。

- ① 当院を初めて受診される場合
- ② 以前に当院を受診したことがあっても、既にその病気が治癒している場合
- ③ 患者さんが任意で治療を中止された場合

なお、以下のような場合は、初診とはなりません。

- 現在、医師が治療を継続していると判断した方で、新たに他の科での診療を受けた場合
- 自費の診療中に保険の診療を受けた場合

Q5 再診の場合、複数診療科を受診したときの取扱いは、どのようになりますか？

A5 当院が他院への紹介の申出を行ったにもかかわらず、患者さんの希望で受診した当院の診療科は、全て定額負担の対象となります。

※ ご不明な点がございましたら、医事第一課(726-8171)にお問い合わせください。